

第 39 回

食料・農業・農村政策審議会

第 39 回
食料・農業・農村政策審議会

日時：令和4年9月29日（木）16：02～17：56

会場：農林水産省7階講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本法の検証等について

3. 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

4. 閉 会

【配布資料一覧】

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 資料1 | 食料・農業・農村政策審議会委員名簿 |
| 資料2 | 諮問文 |
| 資料3 | 我が国の食料・農業・農村をとりまく状況の変化 |
| 資料4 | 「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」（改正案） |

参考資料1 食料・農業・農村基本法

参考資料2 「食料の安定供給に関するリスク検証（2022）」について

午後4時02分 開会

○政策課長 では、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

本日、勝俣農林水産副大臣におかれましては、遅れての御出席予定となっております。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は磯崎委員、加藤委員、角倉委員、平松委員、二村委員が所用により欠席ということになっております。また、林委員におかれましてはオンライン出席でございますが、所用により遅れて出席される旨を伺っております。

今回新たに2名の委員の方々に食料・農業・農村政策審議会に御参加いただきますので御紹介いたします。

斎藤委員でございます。

中嶋委員でございます。

○政策課長 本審議会の委員の出席者は17名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定による定足数である3分の1以上を満たしておることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開とし、会議の議事録は、農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には、公表する前に内容の確認を頂きたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、この後の司会は大橋会長にお願いいたします。

○大橋会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。

本日の審議会ですけれども、18時まで開催する予定でございます。議題は食料・農業・農村基本法の検証等についてと、食料・農業・農村政策審議会における部会の設置についてとなっております。

まず、開催に当たりまして、野村農林水産大臣から御挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

○農林水産大臣 皆様、こんにちは。ただいま会長の方から御紹介を頂きました、この度の組閣によりまして農林水産大臣を拝命いたしました野村哲郎と申します。出身は鹿児島でございます。どうかよろしくお願いいたします。

本日、食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、まず一言御挨拶を申し上げたいと思っております。委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中に御参集いただきまして、

心から御礼を申し上げる次第でございます。

本日、食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について諮問をさせていただきます。諮問文は後で読み上げさせていただきます。食料・農業・農村基本法は皆さん方御承知のように、制定されてから20年が経過をいたしました。その間に国内市場の縮小や生産者の減少、高齢化など農業構造が大きく変化していることは御承知のとおりでございます。

また、昨今では世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや気候変動、それから海外の市場の拡大など、我が国農業を取り巻く情勢が制定時に比べまして想定されなかったレベルまで変化していることは、これはもう皆さん御承知のとおりでございます。私自身、今年はターニングポイントになるぞと、こういうことを考えているところでございます。

このような状況を踏まえまして、9月9日、官邸で開催されました第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部におきまして、岸田総理から、食料・農業・農村基本法について、制定後20年間で初めての法改正を見据え、関係閣僚の連携の下で、総合的な検討を行い、見直しを進めていくように御指示がございました。食料・農業・農村の課題解決に向けて、農業者だけでなく食に関する全ての事業者、そして何よりも消費者を含めた幅広い関係者の理解と努力が必要だと、こういうふうに考えております。

このため、基本法の改正・見直し検討に当たりましては、各方面からの様々な意見をお伺いし、国民的コンセンサスをしっかりと形成していくことが重要であると考えており、今回、食料・農業・農村政策審議会にお諮りすることといたしました次第です。

委員の皆様方には農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、これまでの20年を振り返りつつ、次の20年を見据えたものとなるよう活発な御議論を賜うことをお願いして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○大橋会長 大臣、ありがとうございます。

続きまして、野村農林水産大臣から諮問がございます。では大臣、よろしくお願い致します。

○農林水産大臣 令和4年9月29日

食料・農業・農村政策審議会会長、大橋弘殿

農林水産大臣 野村哲郎

諮問

食料・農業・農村基本法第40条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関すること

以上でございます。よろしく願いいたします。よろしく御検討ください。

(諮問文書手交)

(写真撮影)

○大橋会長 それでは、続きまして資料の4、食料・農業・農村政策審議会における部会の設置についての一部改正案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○政策課長 資料の4を御覧いただきたいと思います。「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」の一部改正案に関し、御説明をさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会の下に設置される各部会の所掌事務につきましては、審議会決定であります「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」により定められております。今般、基本法の検証等を進めるに当たりまして、食料・農業・農村政策審議会の下に基本法検証部会を新たに設置する一部改正を行うこととしたいと考えております。今後、当該部会において本日諮問のあった基本法の検証等に関する審議を進めることとしたいと考えております。

以上でございます。

○大橋会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明がありました、食料・農業・農村政策審議会における部会の設置についての一部改正案について、これは資料4でございますけれども、これについて御異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋会長 ありがとうございます。

それでは、改正案のとおり改正をさせていただくということとさせていただきたいと思っております。

続きまして、新たに設置をされた基本法検証部会委員の指名、部会長の選出を行いたいと思っております。

食料・農業・農村政策審議会令第6条第2項の規定により、部会に属すべき委員、臨時

委員及び専門委員は会長が指名することとされております。そこで私の方から別添の名簿の方を基本法検証部会の所属として指名をさせていただきたいと思っております。資料の4の隣にある資料のとおりということですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、基本法検証部会の部会長の互選に入りたいと思っております。

食料・農業・農村政策審議会令第6条第3項の規定により、本審議会の部会長の選出は当部会に属する委員の互選によるとされております。つきましては、部会長候補につきまして、部会所属の委員の皆様から御意見ございましたらお願いいたしたいと思っております。

もしよろしいようでしたら、私からで恐縮ですけれども、これまで食料・農業・農村政策審議会会長も務められ、長年食料・農業・農村政策審議会委員として審議会に御貢献を頂き、幅広い見識をお持ちの中嶋委員に基本法検証部会長にお願いしたいと思っておりますけれども、部会所属の委員の皆様方、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋会長 ありがとうございます。

御異論ないようですので、それでは中嶋委員を基本法検証部会長に選出をいたします。

それでは中嶋部会長から御挨拶いただきたいと思います。中嶋部会長、よろしくお願いいたします。

○中嶋委員 ただいま部会長を拝命いたしました中嶋でございます。

以前にも本審議会には参加させていただきましたが、私自身最も記憶が残っているのは、企画部会長として取り組みました平成27年3月の基本計画の審議でございました。その際には、平成期になって食料・農業・農村が直面した幾つもの困難を農業の成長戦略によってどのように克服していくか、その施策群をいかに政策体系の中に組み込んでいくかが課題だと理解して審議してまいりました。

その後、世界も国内社会も変容を続け、またここに来て激震に襲われたと言えるような事案が続きまして、世の中が大きな変動期を迎えていると理解しております。それに備えた政策の検討が必要とされております。そのために基本法の枠組みを点検すべしという政府からの方針も十分に理解できるところでございます。

この度、基本法検証部会を立ち上げることになりましたが、委員の方々の英知を集めて議論を進めていきたいと存じます。この後の皆様の御協力を切にお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定によりますと、部会長に事故

があった際に部会長の職務を代理する委員については、部会長があらかじめ指名することになっております。私からは大橋委員にお願いしたいと存じます。皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中嶋委員 それでは大橋会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大橋会長 部会長代理を引き受けること、承知をいたしました。ありがとうございます。

それでは、野村農林水産大臣から一言お言葉賜れればと思います。よろしくお願ひいたします。

○農林水産大臣 座ったままで失礼いたしますが、先ほど冒頭御挨拶の中でも申し上げましたけれども、私は7月10日の選挙で4回目の当選をさせていただきました。今まで3回戦った中で今回大きく変えましたのが、有権者の皆様、地元の皆さん方にお訴えする中身が私はずっと食料の安全保障についてということで、この1点に絞って選挙活動をしてまいりました。

何が今までの選挙活動と違ったかといいますと、消費者の皆さん方が大変関心を持っていただいたということでありました。それは「食料の安全保障というのは農業者だけの問題ではありません。これは消費者にとっても大きな問題なんですよ。」ということです。といいますのは、ちょうどウクライナの小麦がストップして、アフリカの多くの国々が飢餓に苦しんでいるという話を実はさせていただきながら、こういった状況に今、世界はなっておりますと。いつ日本が、米はたくさんあるわけでありましてけれども、こういった状況にならんとも限らんと。ですから、国内にあるものをできるだけ活用しましょうよという訴え方をさせていただきました。

そういったことが農業者以外の皆さん方の大変関心と呼ばせていただきまして、当選後でございますけれども、党の中でもそういった話をさせていただきました。そうしましたところ、党の中に、自民党の中でございますけれども、食料安全保障を検討する委員会というのが設置されまして、皆さん御存じの森山裕、今、選対委員長であります。元農水大臣でありました森山裕先生がその委員長に座っていただきまして、今、鋭意議論も党の方でもしていただいているところでございましたので、並行してこの審議会の中で、あるいは部会の中で皆さん方から活発な御意見を頂き、そして党とも話をすり合わせながら是非進めさせていただきたいと、これは私の本当に念願でございましたので、大変有り難い委員会の中の、また部会を設置していただいたというふうに感謝申し上げる次第でございます。

ますので、どうか皆さん方も活発な御意見を頂きますように心からお願いを申し上げます。

以上でございます。

○大橋会長 野村大臣、ありがとうございます。

続きまして、勝俣農林水産副大臣、一言お願いできますでしょうか。

○農林水産副大臣 副大臣の勝俣孝明でございます。先ほど大臣より諮問をされまして、各委員の先生方におかれましては、是非とも英知を結集いたしましてすばらしいお答えを頂ければというふうに考えております。

20年前というのは、まさかこのような時代が来るとはなかなか予測できなかったというふうに思います。予測できることとできないことというのはたくさんあると思うんです。例えば人口減少、これから先、20年後というのは人口がどうなっているのかということは大体が予測が付くかと思えます。気候変動、様々な今、予測がされているところでございます。また、各国の安全保障、こういったこともなかなか予測ができないところでもあるかと思えます。しかしながら、我々不変のものというものもあります。これはやはり安全・安心に国民に食を届けるということだというふうに考えております。変わらなければならぬこと、変わっていくもの、そして不変のもの、このことを是非委員の先生方の英知を結集して諮問に答えていただければというふうに考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○大橋会長 勝俣副大臣、ありがとうございました。

続きまして、角田農林水産大臣政務官、一言お願いいたします。

○角田政務官 本日は本当にお忙しいところをありがとうございます。基本法の改正、制定から20年たって初めてということで、この20年間に様々な変化がありました。大臣常々おっしゃっているように、今年は大きなターニングポイント、転換点である、大きな変革をしていく上で、国民全体の、消費者も含めた、関係者も含めた理解、コンセンサスを得ていくことが何よりも重要だと考えております。そうした観点からも、それぞれ各方面を代表される皆様が議論をしていくこと、そういう場としても非常に意義深いことだと思っております。

昨日も高知県の方で農業と福祉の連携の現場、それから気候データであるとか、作物の生理生態データのデータベース、それにAI技術を活用した最先端の現場を視察させていただきました。こうした最先端の技術を使えば収量が上がる、これは何となく分かるんですけども、私自身が感銘を受けたのは、今まで全く農業の経験がない、初めて取り組ん

だ方、1年目から全農家の5本の指に入るぐらいの収量を上げていらっしゃるということで、こうした技術を活用することによって、農業にやったことないけど入りたいという方の敷居が大きく下がるんだなということも実感をさせていただきました。

これから改革を進めていく上で、国民全体のコンセンサスをいかに得ていくかということと、チャレンジングな精神を持った人をいかにこの分野に関わっていただけるようにするかということが大きなポイントであろうというふうに思っております。そうしたことからこれから将来に向けて希望の持てる、そのような将来像を描ければということをお自身も願っておりますので、何とぞ活発な御議論いただきますよう心よりお願いを申し上げます。次第でございます。本日は本当にありがとうございます。

○大橋会長 角田政務官、ありがとうございました。

続きます、藤木農林水産大臣政務官、一言お願いいたします。

○藤木政務官 改めましてこんにちは。農林水産大臣政務官を拝命いたしております藤木眞也でございます。

本日は食料・農業・農村政策審議会の皆さん方にお集まりいただき、先ほど大臣からお話がありましたけれども、今回、基本法のいろいろな検証を行っていただくということで、先ほど部会を立ち上げていただき、これから部会の方で審議が進んでいくということですが、この2月から5月中旬にかけて党内でも食料安全保障についてのいろいろな検証をやらせていただきました。その中でやはり20年前に作られた基本法というのが想定を上回る形で現在、農業の現場に人手の不足であったり、高齢化であったり、荒廃農地の増加であったりと、想定以上の問題が発生をする中で、しっかりと検証をして今後の農業につなげていく必要があるんだという議論の中から、今回のこの検証部会の立ち上げが非常に有り難いなと思っております。

私も家に帰ればまだまだ専門農家として仕事をたまにですけれども、携わらせていただいておりますし、議員になるまでは熊本で専門農家として、この基本法を中心に考えながら農業経営に取り組ませていただいた部分もでございます。やはり農家にとって非常に大事な基本法を是非ともこれからの、先ほど政務官からもお話ありましたけれども、AIであったりを駆使したスマート農業、そしてまた限られた形での担い手の方々の横展開、こういったところにつなげていけるような御議論をお願いさせていただければと思っております。私にとっても非常に大事な法律になります。是非とも皆さん方の活発な御意見をいただながら立派な検証、そしてまた見直しがあれば見直しというところまで検討

していただければということをお願いさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○大橋会長 藤木政務官、ありがとうございました。

なお、大臣、副大臣、政務官の皆様は公務の都合により、この後、意見交換の途中で退室される可能性がありますことを伺っております。御了承いただければと思います。

続きまして、これから基本法の検証・見直し検討に関する議論を進めていくに当たり、事務局から背景説明として食料・農業・農村を取り巻く状況の変化について説明を頂きたいと思います。それでは、お願いいたします。

○官房長 大臣官房長でございます。私の方から検証・見直しの背景について御説明をさせていただきますたいと思います。資料の3を御覧いただければと思います。

現基本法は御案内のとおり、今も話がございましたけれども、制定から約20年が経過しております、その間に国内市場の減少ですとか、生産者の減少・高齢化など農業構造は大きく変化をしております。また、昨今では世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや気候変動、海外の市場の拡大など、農業を取り巻く状況が制定時に想定されなかったレベルで変化をしているということでございます。これから資料3に基づいて、その辺のことを具体的に御説明をしていきたいと思ひます。

まず、3ページをお開きいただければと思ひます。初めに基本法自体の流れといひますか、そういうことを御説明したいと思ひます。戦後農政の大きな流れでございます。御案内のとおり、戦後、農地解放によりまして自作農の創設が行われたわけでございますけれども、その後、戦後の経済復興に伴いまして、農業者と商工業者などの非農業者との所得格差が問題とされたことから、所得の農工間の是正や自立経営農家の育成を目指しました農業基本法が昭和36年に制定をされたということでございます。同法の下、農業の生産性向上によりまして農業者の所得向上や生活水準の均衡など、一定の役割は果たしてきたものの、その間に兼業農家の増加や農業者の高齢化、またG A T Tウルグアイ・ラウンドの交渉の進展など、食料・農業・農村をめぐる状況は大きく変化したということ踏まえまして、平成4年、1992年でございますけれども、効率的かつ安定的な経営の育成ですとか、農業に加えて食料とか農村という視点からの施策の構築などを基本的な課題とする新しい食料・農業・農村政策の方向、いわゆる新政策というものが取りまとめられております。

これに基づきまして、翌年の平成5年、1993年には農業経営基盤強化促進法によりまして認定農業者制度が創設されるなど、実定法の整備などが先行的に進んだ後に、1999年、

平成11年に食料・農業・農村基本法が制定されまして、本法に基づく農政が展開されてきたという状況でございます。

4ページを御覧ください。現基本法の概要でございます。理念として、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の4つを掲げておりまして、農業の持続的な発展と農村の振興を車の両輪として推進をするということで、食料の安定供給の確保と農業の多面的機能の発揮を図り、国民生活と国民経済の健全な発展を図ることが目的とされているところでございます。

次に、6ページをお開きください。現在の食料・農業・農村基本法が制定されたのは、今御説明したとおり1999年、平成11年でございますけれども、その前後と最近の間の食料・農業・農村を取り巻く状況の変化について御説明をしたいと思います。

まず総論的なところでございます。6ページは国内外のマーケットの変化でございます。国内の市場規模は人口減少や高齢化に伴いまして縮小傾向にある一方、世界のマーケットは人口の増加に伴いまして拡大の可能性がございます。このような変化に鑑みれば輸出などにより世界の食市場を獲得していくことが重要と考えられるところでございます。

7ページをお開きください。食品産業の国内生産額の変化でございます。農業・食料関連産業の国内生産額は2019年で118.4兆円ということで、全経済活動の11.3%を占めておりますが、これは20年前と比較しておおむね横ばいとなっているところでございます。

8ページは国際比較での1人当たりGDPの推移でございます。日本は基本法制定時の直前の1998年には世界で第9位だったわけですがけれども、2020年には13位と順位を落とし、更に推計で2027年には16位になるとされているところでございます。これは世界における日本の経済的地位が相対的に低下してきていることを示すものとなっているところでございます。

9ページをお開きください。日本の世帯所得・所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化でございます。この20年で1世帯当たりの平均所得金額は減少しています。また、高所得世帯数割合が減少し、平均所得金額以下の世帯割合が増加しているところでございます。

10ページでございますけれども、食料品アクセス困難人口の推移でございます。近年、大型商業施設の郊外化や飲食料品店の集約化等に伴いまして、過疎地域のみならず都市部においても食料品アクセス困難人口というものが増加しているということが見てとれます。

次に、食料自給率の変化を御説明いたします。

12ページをお開きください。まず、食料自給率の長期的な推移でございますけれども、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大するなどの食生活の変化によりまして、長期的には低下傾向が続いてきたところですが、2000年代に入ってからはおおむね40%弱の横ばいで推移をしているというところでございます。

13ページを見ていただきますと、食料消費構造の変化が見てとれます。1998年と2021年の比較でございますけれども、全体としては消費カロリーが減っております。品目別では米の消費カロリーが減少しています、更に、大部分を輸入に頼っている大豆とか小麦の自給率は低いながらも上昇していると、この20年で上昇しておりますが、一方、果実や野菜の自給率、また魚介類も低下をしているというところが見てとれると思います。

14ページを御覧ください。供給カロリーの国別構成でございます。我が国の食料供給は国産と米国、カナダ、豪州、ブラジルからの輸入で供給熱量の84%と大部分を占めている状況でございます。また、各国から我が国へ輸出される品目の多くは、穀物類や油脂が大半でございます。かつ当該品目につきましては輸出国側の自給率が100%を超えているものが多くなっているというところでございます。

次に、輸出入関係の変化について御説明をしたいと思います。

16ページをお開きください。食品市場の状況でございます。国際的な飲食料市場の規模は拡大する一方、国内の食料支出総額は人口減少の影響で減っていくことが見込まれておるところでございます。他方で、他の主要先進国と比較いたしますと、日本は国内生産額に占める輸出の割合が2%とかなり低く、拡大し続けている世界の食料需給を取り込めていない状況でございます。

17ページをお開きください。有機食品の市場についてでございます。有機食品市場につきましては世界の有機食品売上は増加を続けておりまして、2020年では約1,290億ドルに達しまして、2001年の約6倍に増えているということでございます。右側を見ていただきますと、米国の有機食品の売上げでは5兆円超、ドイツ、フランス、中国では1兆円超となっている一方で、日本は僅か2,000億円に満たない水準ということで桁が違うことになっておるわけでございます。このため拡大する有機食品需要を取り込んで輸出を拡大していく上でも有機農産物の生産拡大が必要な状況ではないかと考えられます。

18ページを御覧ください。我が国の農林水産物・食品の輸出額の変化でございます。輸出額自体は堅調に伸びておりまして、2021年には1兆円を突破いたしまして、2009年との比較でございますけれども、2.6倍に増えているところでございます。この20年間の変化

を見ますと、品目別では加工食品及び畜産物の伸びが3倍以上となっているところでございます。

19ページを御覧ください。農林水産物の今度は輸入の状況でございます。1998年当時は日本は世界一の農林水産物の純輸入国ということで、プライスメーカーとしてそういう地位を保っていたわけですが、近年は中国が世界最大の純輸入国となっておりますところでございます。世界の食料消費量に占める中国の割合も近年増加傾向でございます。安定的な輸入と国内生産拡大が課題ということでございます。

20ページから22ページにかけては、輸入依存度の高い穀物、肥料原料、配合飼料価格の動向をお示ししているところでございます。いずれも21年半ばより上昇傾向で推移をしているということでございます。

23ページをお開きいただきますと、肥料原料の輸入状況ということでございまして、鉱物由来の原料につきましては特定の国への依存度が高いことが見てとれると思います。こうした中、2021年の秋以降、中国における肥料原料の輸出検査が厳格化されたというようなことによりまして、尿素につきましてはマレーシアなど、りん安につきましてはモロッコ、ヨルダンなどからの輸入が増加をしているところでございます。また、塩化加里につきましては、ウクライナ侵略の影響によりまして、ロシア、ベラルーシからの輸入が停滞し、カナダ等からの輸入が増加していると、そういう状況になっております。

24ページは、世界における気候変動及び主要なリスクお示ししているところでございます。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）では、将来、世界の平均気温、降水量共に上昇、増加が予測されているところでございます。一般的には気候変動による影響はプラス面とマイナス面があるとされておりますけれども、作物につきましては収量への影響、水不足による生産停滞などマイナスの影響がより一般的とされているところでございます。

25ページは、国内の動きですけれども、日本におきましても年平均気温が100年当たり1.28度の割合で上昇しているということで、高温による農作物の品質低下など、気候変動の影響が見られるようになってきております。また、近年、降雨量の増加等によりまして災害の激甚化の傾向がありまして、農林水産分野でも被害を受けているところでございます。

最後に、農業・農村関係の変化について御説明をしたいと思います。

27ページは農業総産出額及び所得でございます。この絵の上側が、黒い線の上側が総産出額、下側が生産農業所得ということでございますが、農業総産出額は1989年以降、減少

傾向にありましたけれども、近年、米、野菜、肉用牛等における需要に応じた生産の進展などを主たる要因として回復傾向で推移をしているところでございます。

28ページでございますけれども、農業従事者数と基幹的農業従事者数でございます。農村の高齢化によりまして、農業従事者数は減少傾向となっているところでございます。基幹的農業従事者数についても基本法制定時の240万から半減をしているというところでございます。

次の29ページを御覧ください。基幹的農業従事者数の年齢構成でございます。2020年における基幹的農業従事者数は年齢構成は70歳以上の層がピークで、かつ半数以上を占めている状況でございます。今後10年から20年先を見据えますと、現在農業を支えている世代が引退をされるということで、基幹的農業従事者数は大幅に減少するということが確実な状況でございます。今後、少ない担い手で農業を行っていかねばならない、そういう時代が到来するのが目に見えるところでございます。

30ページは、法人経営体の推移でございます。法人経営体数はここ15年で大きく増加をしております。また、販売金額1億円以上の法人経営体数は約1.7倍に増加をしているというところでございます。法人その他の団体経営体のシェアにおいても、農産物販売金額、経営耕地面積及び経営体数の全てにおいて増加しておりまして、2020年では農産物販売金額に占める割合は約4割となっているところでございます。

31ページは、新規就農者の動向でございます。世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現に向けては青年層の就業者の増加が喫緊の課題でございます。近年、49歳以下の新規就農者は年間約2万人程度で推移しているものの、それ以上に基幹的農業従事者数の減少が進んでいる状況ということでございます。

32ページは、農地面積・かい廃面積の推移でございます。農地面積は約60年前の1961年に609万ヘクタールということで最大値を記録しているわけでございますけれども、その後、主に宅地への転用や荒廃農地の発生によりまして約174万ヘクタール減少いたしまして、2021年には434万9,000ヘクタールということになっているところでございます。また、基本法制定時の1999年と比べても51万7,000ヘクタール減少しているわけでございます。かい廃面積は右側ですけれども、基本法制定以降は減少傾向にあったものの、2014年以降は約3万ヘクタール程度で推移いたしまして、その原因は荒廃と転用が約半々という状況でございます。

33ページは、荒廃農地面積の推移でございます。荒廃農地の面積は2020年には28万

2,000ヘクタールということで、左側の絵ですけれども、そのうち再生利用が可能なもの、黄色の部分ですが、これは32%、再生利用困難なもの、赤色の部分ですが、これが68%になっておりますけれども、年々再生利用困難なもの比率が上昇してきている状況でございます。右側を御覧いただきますと、荒廃農地となる理由について農地所有者側の理由として、高齢化、病気、労働力不足、地域内に居住していないなど、地域に人がいないことが要因となっているというのが見てとれると思います。

34ページ、御覧ください。農村における高齢化・人口減少の状況でございます。農山漁村における高齢化・人口減少は、都市に先駆けて進行しているということでございまして、特に農村の平地や中山間部で顕著に見られ、地域のコミュニティの衰退が危惧される状況になっております。

35ページは、農業地域における人口動態でございます。過去20年、農業地域の人口は減少しておりまして、平地、中間、山間の順で、より減少率が高く高齢化も進行している状況でございます。これにより人口減少に伴うサービスの低下、また、それに伴う人離れという悪循環が起きているという状況ではないかと思っております。

以上が、基本法検証の背景となる我が国の食料・農業・農村を取り巻く状況の変化の御説明でございます。どうぞよろしく御覧いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○大橋会長 ありがとうございます。

大臣からもございましたけれども、我が国の農業を取り巻く環境がこの20年で相当程度変わったところもあるということをお説明の資料からもうかがい知れたのかなと思っております。

ここから意見交換に入りたいと思っております。事務局から御説明があった内容も含めまして、これから行います基本法の検証に向けて御意見、あるいはこういう視点でやった方がいいんじゃないか等を含めて、闊達な自由に御意見賜ればなというふうに思っております。

今回、対面の方とオンラインの方もいらっしゃいますので、是非皆様方全員からコメントいただければなと思っております。おおむねお一人最大4分程度あるというふうな見積りを事務局の方でしておりますので、そのぐらいの時間内でお願いできればと思っております。

本日御出欠席の二村委員からは事前に御意見を頂戴しているということで、こちらの方、配布資料にございますので御覧いただければと思っております。

それでは、委員の皆様から御発言いただきたいと思っております。特段指名、私の方からいたしませんので、御希望の方、挙手を頂ければと思っております。いかがでしょうか。

オンラインの宮島委員、いかがでしょうか。

○宮島委員 宮島ですが、声は聞こえていますでしょうか。電波が非常に弱いところにおりますので、切れちゃう前に御発言させていただければと思います。

○大橋会長 お願いします。

○宮島委員 今回の新しい部会は本当に非常に重要なお役目があると思っております。今回、食料安保のリスクの洗い出しを拝見しまして、国産と輸入の上位の4か国だけでカロリーの9割を占めるということで、これはそういう状況だったんだと改めて思いました。といいますのは、私はエネルギーの安全保障の分野の議論もしてきているんですけども、やはり世界の情勢がいろいろある中で、日本は中東などに偏っていたエネルギーの供給を分散してきたということが今、ヨーロッパほど厳しい状況にはなっていないということにつながっております。もちろん食料の場合は同じようにはいかないということや、友好国が多いので同じリスクを感じる必要はないのかもしれませんが、私たち一般国民もこうした取引の状況ということをよく知りながら、食料安保のことを考える必要があります。

それに自給率のカロリーだけではなくて、実際にはやはり燃油とか肥料とか、そういうようなことの自給が非常に大事になると思うんですけども、肥料の輸入も物によってはやはりかなり一国とか少ない国に偏っている部分があるということは気になりました。これもやむを得ない部分はあるのかもしれないですけども、やはり日本の農業を強くしていくために、全体的な視点で改めて検証する必要があると思いました。特に日本は今、カロリーの自給率も下がっているんですけども、生産額の自給率も、これも下がっております。やはりこれ自体をちゃんと直視する必要があるかと思えます。カロリーだけで済むわけではないというのが私の思っているところでして、みんな今、カロリーさえ足りれば、例えば炭水化物と油だけ食べればみんなが満足するという状況でないことはもちろんですので、広い意味で需要に応じながら農業の生産を転換していく必要があると思えます。

特にどのテーマも非常に重要なんですけども、今の世界情勢ではゆっくり変化を状況に合わせてやっていくということではなく、改革のペースを速める必要があるのではないかと考えておりますので、そういった点も含めて新しい部会ではしっかりと検証していただけると有り難いと思えます。

また、強い農業になりますと、リスクの一つである若い人が参入しないというところ、そこが解決に向かうのではないかと考えておりますので、需要に合わせた強い農業のための検証

をよろしくお願いいたします。

以上です。

○大橋会長 ありがとうございます。

続きまして、大津委員、お願いいたします。

○大津委員 ありがとうございます。九州のほぼ真ん中、熊本県の南阿蘇村という場所でお米とあか牛と4人の子供たちを育てています。夫の郷里で後継者として就農してから今年でちょうど20年になりますので、今回見直すことになった法律制定されてからの20年を農業者として過ごしております。ちょうど1週間ぐらい前に20回目の稲刈りを無事に終えたところですが、特に誰かに強要されたわけでもなく、自分たちの意志で就農して、家族にも地域にも快く受け入れていただき、土地も機械もある状態での就農でした。そして、3男1女の健やかな子宝にも恵まれ、大きく儲かるわけではなくても、専業農家として足るを知る幸せな暮らしをさせていただいてきたので、感謝の気持ちを込めて、どの会議でも委員会でもこれまでずっと前向きな姿勢でできるだけ建設的な意見や提案をさせていただいていました。ちょっと過去形です。

そして、最近ではwell-beingという言葉をよく耳にするようになりましたが、本来の人間らしい暮らしとといいますか、自然と共生しながら家族が助け合いながら暮らすという姿を経済価値とは別次元の価値についてずっと発信をしたり、来訪者の受入れをしたりすることで、この20年間で20人の移住を直接お手伝いしましたし、その人たちが結婚や出産をすることで、この人数はほぼ倍にまで増えました。

ただ、一方、先般より御説明を頂いた主に後半になりますが、数々の課題による変化というものを数字ではなくリアルな姿としてこの20年間見てまいりました。そして、これらの課題は本当に一つ一つ個別のものではなく複合的に、そして加速度的に今、変わっていて、これまで現場にいる私たちとしてはぎりぎりの状態とといいますか、何とか希望を持ってやっていこうって、目に見えて悪化していく状況を目の当たりにしながらも、これまで希望を持ってやってきたわけなんですけど、しかし今年に入って、ここの資料には詳しくタイムラインとしては書かれていませんでしたが、一気に国際情勢が不安定化して、そしてそれに起因する食料とかエネルギーの需給バランスが乱れたり、更に円安やそれに伴う物資そして資源、資材費が高騰したり、長引くコロナの影響が多方面に出ていたりということで、私たちの臨界点を超えようとしているのかなという実感を持っています。

戦後の課題は食料が足りなかったことだとして、これは深刻な課題ではありましたがシ

ンプルだったんだと思います。今、人が足りないということに対しては、産業としての魅力を付けるということだけでは一次産業者が増える状況にはもっていけないと思っています。これは総人口自体も減っているからです。競争力の観点からは、法人化して大規模化している農家が増えているというデータもありますし、もっと農家は減っていいと言われる方もいらっしゃるんですが、私自身はそうは思っていません。農業者の減少というものが実際に国土の荒廃とか農村文化の衰退に直結する姿を目の当たりにしてきたからです。これまでの農政が間違っていたとか不十分だったとかじゃ決してないと思っています。世界中で社会とか環境とかが本当に加速度的に複雑に変化してしまった結果の現状でありますので。ただ、この状況を受けて、これまでと同じやり方を続けるとか、ただ強化するというだけでは、既に始まってしまっている負の連鎖というものを止めることができないんじゃないかなと現場で感じております。

今後も日本という国が独立国家として存続するために、本当にすごく緊急に基本法を見直していただいて、そして産業としての経済的な視点の施策だけではなくて、環境やwell-beingを重視した政策や、国民や国土を守るために一次産業が必要なんだということを国民みんなが理解できるような国民教育、そのような施策を緊急かつ徹底的に進めていただきたいなと思います。

法人化や効率化、イノベーション、輸出等、もちろん全て大事なんですが、国連は2019年からの10年を家族農業の10年と定めておりますし、中小規模の家族農業の果たしている意義や存在の役目を改めて日本でも重視していただければなと思います。

以上です。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、それでは中家委員、お願いいたします。

○中家委員 全中の中家でございます。

まずもって、今回このような形で基本法の検証・見直しに着手されたことに関しまして感謝を申し上げたいと思います。検討する中で、3つの視点が必要であると思っておりまして、1点目は現代の食料安定供給のリスクの視点です。私は五つのリスクがあると思っており、1つ目は自給率の低さ、2つ目は農業の生産基盤の弱体化です。3つ目が自然災害の多発・激甚化、4つ目が世界的な人口増、更には国際化・グローバル化です。この20年余りはリスクが少しずつ増大・増幅しているのにもかかわらず、このことが国民の皆さん、あるいは消費者の皆さん方になかなか理解をされてこなかったと思っておりまして、

今ようやくコロナになり、あるいはウクライナ情勢でもって、少し部分的に顕在化してきたと思っております。

コロナが発生しまして、いっときマスクが不足しててんやわんやしたところがあるわけです。ところが、半年後には店頭にどっさり並びました。これは工業製品だからできるわけでありまして、もしこれが農産物だったら、農業だったらと考えると、なかなかそういうわけにいきません。何年も時間と、あるいはお金も掛かるということになると、当然ながら長期的な視点から議論をする必要があると思っております。改めて今までの当初の制定から今日までの環境変化を踏まえた中で、安定供給リスクの視点を持って議論をしていただきたいと思います。

もう一点は、関連しますけれども、やはり食料安全保障の強化という視点であります。私はずっと以前から食料安全保障の確立というのを一貫して訴えてきましたが、改めて自給率の向上を始め、食料安全保障の強化の視点というのが重要であると思っております。

それから最後、もう一点は、国民理解の醸成です。現状を踏まえて農業、あるいは農村、食についての現状の厳しさをなかなか理解されていないというのが実態であると思っておりますし、特に今、生産コストが高くなる中で、農畜産物というのは価格転嫁できない、いわゆる適正な価格形成ができないという、これが大きな今、悩みになっておりまして、そこらも流通業者も併せて消費者の皆さん方にも御理解を頂きたいという思いがありますので、是非とも国民理解という視点からの議論も必要かなと思っております。

いずれにしても極めて重要なテーマについての議論であり、幅広くしっかり議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○大橋会長 ありがとうございます。

それでは、続いて三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 ありがとうございます。日本総合研究所の三輪でございます。

初めに基本法の検証という非常に大きな決断を適切な時期にいただいたことにつきまして感謝申し上げたいというふうに思います。

私自身、農林水産省の食料安全保障アドバイザリーボードの委員を拝命しておるところでございますが、そちらで詳細な分析をしておるのを見ておりますと、長期的なリスクであります気候変動でありましたり、若しくは新興国の人口増加や経済発展による需要の増加、それに伴う需給の逼迫という、こういうふうな部分については長期的になかなか我々日本国として変えられるようなものではないということで、非常に大きなトレンドを我々

は前提条件に考えないといけないようなタイミングになってきているかなと、これが20年前と本当に大きな違いかなというふうに思います。

それに加えて、直近足元を見ますと、新型コロナ、ウクライナの問題、そして円安というものが重なっていると四重苦、五重苦という状況でございます。このタイミングで、その非常に厳しい状況に対してどう短期的に対処するかということに加えて、やはり基本法でございますので、これから何十年という日本の農業・農村、そして消費者の方々を含めまして、どのような絵姿が描けるのかなということを考えますと、非常に不謹慎な言い方かもしれませんが、このように厳しい状況だからこそ現実を直視して、それに長期耐え得るような議論ができるのではないのかなというふうに思っております。

その中で考えますと、例えば輸入小麦の価格高騰につきましては、裏返せば国産の農産物にとってのチャンスでございますし、肥料価格の高騰につきましても、農林水産省のみどりの食料システム戦略にうたわれているような、環境にやさしい農業という点にとっては後押しになるわけです。当然、今、農業生産者の方、私も親戚に農業生産者何名もおりますが、今年で肥料代が上がるという非常に厳しい状況ではあります。10年、20年のスパンで考えますと、今後同じようなリスクが出てくる中で考えると、対症療法的なものではなくて原因自体を変えていくと。つまりこれまでだと環境にいい農業というのはどうしてもコストが高くなるという、なかなか難しいものだったんですが、これから先の状況を見ていきますと、環境に優しいものはコストが安くて儲かる農業なんだという、これまでとはベクトルの向きが全く変わってくる状況なんだというふうに思っております。ですので、今をしっかりと見据えるとともに、これから先の農業生産者、消費者の方、農村住民の方々が直面していく様々な状況であったり、住まわれている世界ということもしっかり見据えた上での議論というのを是非お願いしたいと思っておりますし、私もそういうふうな視点を欠かさずやっていきたいなというふうに思っております。

また、先ほど事務局の方から御説明いただきましたように、農業の置かれている環境、農業従事者の方々、農地面積等を含めて、こちらを劇的に短期に解決するというのは非常に難しいかなというふうに思っております。その中でいきますと、農林水産省が進めておられますスマート農業であったり、農業のデジタルトランスフォーメーションであったりと、こういうようなものを一部の農業者、一部の農村が導入するのではなくて、例えば10年後の世界を見ますと、皆が当たり前のようにスマート農業、デジタルトランスフォーメーションの恩恵を受けている状況にしないといけないという、ここはある意味大きな踏ん

切りも必要なのかなというふうに思っておるところでございます。もちろん高齢の農業者の方が皆が無人のトラクターを使える、ドローンを駆使できるというわけではないと思いますので、一人一人というよりは、その地域で、若しくはグループで得意な方々がそういうようなものをしっかり使って、それを周りの生産者の方、若しくは住民の方とシェアすることによって地域全体がスマート化される、デジタルトランスフォーメーションの恩恵を受けるといようなことが重要なのかなというふうに思っております。

そういうような形で、本当に非常に重要な場面になっていくかなというふうに思いますので、是非いろんな委員の方々の御意見も頂きながら、私自身もできるだけ建設的な御意見を申し上げたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○大橋会長 ありがとうございます。

続きまして、柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員 全国農業会議所の柚木でございます。よろしく申し上げます。

私も今回の基本法の検証につきましては、大変重要だと思っております。この20年間で相当大きな構造の変化があり、基本法の下で5年ごとに基本計画が策定されてきましたが、今回その中身について目標と実績をしっかりと検証することが一つ大事だと思います。先ほどのお話や参考資料にもございますように、食料の安定供給に関するリスク検証への対応も視野に入れた検討が大事だと思っております。

これからの20年間というふうなことで考えたときに、やはり一番は食料の安定供給のための日本の農業生産基盤、どうやっていくんだというところがまず大事だというふうに思いますし、そのために気候変動、温暖化への対応とか、それからまた農業における環境負荷低減の対応をどうしていくのかとか、更には今、世界的にも広がっていますけれども、家畜伝染病への対応もしっかりとやっていく必要があるのではないかというふうに思っております。

大きい2点目は、人と農地の関係であります。先ほど御説明がありましたように、農業に関わる方々、大変この20年間で減少しているということでございます。認定農業者についても基本法が制定されたときは、49歳以下の方々が約6割を占めていたわけでありましたが、今日ではこれが約2割ということになっております。担い手の方々もそれだけ高齢化が進んでいます。そこのところをこれから人口減少、高齢化社会の中での農村における農業の生産体制のイメージをどう描いていくのかということが大変大事になってくる

というふうに思います。そのために、全国一律的な形ではなくて、農業地域類型別にそれぞれ人口の動態とか農業者の推移とか、それからまた農地の賦存状況とか、そういったようなものを踏まえながら、在り方を検討していくことが大事だと思っております。とりわけ担い手の経営継承の問題、これは前回の基本計画の策定の中でも相当議論があったところでございますけれども、そういった問題とか、それからまた雇用の農業がどんどん進んでおりますので、外国人材の方も含めて雇用の農業の発展のための前提条件になる環境整備等も非常に大事になってくるのではないかとこのように思います。

一方で、なかなか担い手が力を発揮するのが難しいような条件不利の地域等で農地を維持をする、また、農村を維持をしていくという観点に立ったときの半農半X等の多様な担い手の取組ということも第5回の基本計画の中にもあるわけでございますけれども、そういったものの取組をどういうふうに進めていくのかということも一方で考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

あと農地の面でございますけれども、これはいずれにしても農業生産の基盤でございますし、また、地域においては大変貴重な資源ということでございます。これを持続的に維持管理をするという方向付けをそれぞれの地域に合った形でやっていくという意味では、今回基盤強化法が改正されまして、地域計画とそれに基づく目標地図という、この作業がこれから始まるわけでございますので、そこでの取組が大事になってくるというふうに思います。そういう中では、条件の悪いようなところの農地の維持管理の仕方については、これまでと同じようにやってくれといってもなかなかできないわけでありますから、新しい取組の仕方というふうなことも具体的に提示をしていく、粗放型の農地の管理の手法というようなこともこれまでも議論してきたわけでありますけれども、大事ではないかなというふうに思っています。

一方で、効率的な農業を進めていくためには、先ほどもお話ありましたけれども、スマート農業の展開というものは不可欠でございます。それを可能にするような農地の整備ということも、これも待たないでございまして、土地改良事業等の進捗につきまして、是非市町村単位でこれから20年先どういうふうにしていくのかというようなことについて、きめ細かに対策を打っていく、方向付けをしていくということも考えていかなきゃいけないというふうに思いますし、中山間地域等については、また別途の対応も含めて検討が必要ではないかなというふうに思っています。

最後になりますけれども、33ページのところで荒廃農地の御説明があったわけでありま

すけれども、再生利用が可能な荒廃農地がだんだん少なくなって、再生困難な荒廃農地が増えてきている状況が明らかになっているわけであります。これをこのまま荒廃農地として放置するという事は将来の食料の安定供給という観点に立つと、ややどうかというふうに思っております。こういうなかなか難しい荒廃農地をどのように再生ができるのかというようなことについて、粗放的な管理手法の活用も含めて、畜産の粗飼料の生産基盤とか、それからまたバイオマスの資源の確保といったような観点での取組というふうなことも視野に検討することも大事ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大橋会長 ありがとうございます。

オンラインからも挙手いただいておりますので、オンラインの先生方にも御発言いただこうと思います。まず、井上委員、お願いできますでしょうか。

○井上委員 ネットワークが不安定なもので画面をオフで参加させていただいております。申し訳ございません。

山梨県で有機野菜の生産販売を行っておりますファーマンの井上と申します。基本法検証部会の声掛けを頂きましてありがとうございます。中山間地域の農業者、新規就農者、有機農業者という立場で発言をさせていただきます。

日頃、生産現場とこのような部会に参加をさせていただき感じることは、農林水産業には食料の安定保障、災害対策、環境保全、文化形成など多くの素晴らしい機能が含まれているということです。この多面的な機能は絶妙なバランスの中での相互関係で成り立っており、一つが欠ければ多くの機能へ影響を及ぼすと感じています。これは現在の社会、世界情勢でも同じことが言えますし、その変化の速さに対応していくことは容易ではないと感じています。

また、身近なところでは農業を始めた20年ほど前よりも温暖化により栽培生産の難しさに悩み、片や有機農産物が求められるようになり、認知が大きくなったことに驚いています。

御説明いただいた資料3についての内容や課題に向けての解決を行うことに賛成です。また、食や農の発展のためにどうあるべきかと考えたときに、大きく三つを想像しました。

一つ目は、消費者が農林水産業への理解を楽しく深めることです。一次産業に関連した観光や学びの場への積極的な参加などを通して現場や現状を知ることが大切だと考えています。

二つ目は、生産者が様々な環境、情勢に対応のできる柔軟性を身に付けることです。新技術の活用や他産業との連携などに見られるハイブリッドな農業を実践することで柔軟性が培われると考えています。

三つ目は、行政が包括的な計画の遂行のために、各省庁を越えた横断的な動きをより長期的に大きく行っていただくことです。目の前にある食や農の安定への対策を施すことはもちろん、目まぐるしく変化する社会や世界情勢に対応すべく、心構えと柔軟性の下地作りが中長期では必要と考えています。

また、資料の状況分析や課題については17ページ、24ページ、25ページ、30ページ、31ページに特に関心を持ちました。全てが課題ではありますが、攻めの一手へも転じられるのではと感じています。

発言は以上です。ありがとうございました。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、山波委員、お願いできますでしょうか。

○山波委員 山波です。本日もよろしくお願ひします。聞こえておりますでしょうか。

○大橋会長 はい、聞こえています。

○山波委員 本日もよろしくお願ひします。

まずは、食料・農業・農村基本法の検証ということに着手していただいたことに改めて生産者としてお礼を申し上げます。

今回、新たな部会が創設されるということで、私、生産者という立場で御議論いただきながら部会で検証していただければということで、2点お話しさせていただきたいと思ひます。

私、新潟県で中山間地域で土地利用型農業、米を中心に地域の担い手として農業をしている生産法人の代表を務めさせていただいております。そういった中で、現場のお話になるんですけども、実際先ほどから事務局からもデータで示していただいておりますけれども、実際中山間地域におりますと、食料・農業・農村基本法が設定された20年前というところから現在というところを考えると、農村地域、私どもの地域の人口というのは半分に減っております、というのが現状です。本当に人口減少というのは急激に減っているというのを実感しております。

そして更に、その上にそこで新たな命が生まれてこない。そこにいられる方が、一年一年年を取っていつているという現状がありまして、高齢化率というのも年々上がっていつ

て、周りを見ればほとんどの方々が高齢者という中で、地域の中で土地利用型農業を営んでいるというのが現状になってきております。

そういうことを考えた上で、私どもは農業を事業としてさせていただいているんですけども、まずはこの食料・農業・農村基本法の中で考えていただきたいことが、これからの地方、農村地域をいかに残せるか、そういったことをまずは施策の中で考えていただければ有り難い。私たちここで担い手として土地利用型農業をしていく上で、地域の方々がどんどん耕作をおやめになり、そして私どもに農地を預けてくださる、これは信頼を頂いて有り難いことではあるんですけども、それをどんどん私どもの農地が増えていくことによって、自然と地域の人口も減っていつているということを示しております、最後にこの地域を担っているその法人だけが残ることになったら、そこは農村地域じゃなくなるわけなんです。そうすると、私ども地域を守っていくという自負で農村地域で事業を行っておりますので、土地利用型農業というのは農村地域があつてこそであるというふうに考えておりますので、是非ともまずはこの今、地方は全国同じ状況だと思いますけれども、集落がどんどん人口減少していく中で、どうやったらまたこの人口減少の中で農村地域の加速的な人口減少を食い止められるのか、そして少しでも若い方がこの地域に入っていく、また20年後もその地域が生き残れるような、そういう地域が残していけるのかというのを是非中心に施策を考えていただければというふうに私は考えております。そのことによって、そこで土地利用型農業を事業としている生産者の方も20年後も地域とともにそこに生き残れるということにつながっていくのではないかと考えています。

もう一つは、先ほどからも複数の委員からお話出ておりますけれども、食料という観点から言いますと、なかなか日本は本当に皆さんのお力の中で本当に不自由がない環境になりました。そういう中で、農業という私たちではどうすることもできない環境の中で、自然と闘いながら毎年毎年、一定の農産物を生産するという、そういったことがなかなか常にいろんなところに食料があるわけなので、なかなか御理解が得られない環境というのが一つあると思います。そういう中で、私たち生産者もいろんなそういう苦労とか努力とか困っていることとか、そういったことがなかなか消費者に伝え切れていないというのは私たちの責任であることは重々承知なんですけれども、国民の方々の御理解がなくて、私たちが今まで同様の生産販売というものを続けていくことというのはなかなか厳しい環境にあるんだろうというふうに考えますので、国民の方々のコンセンサスを得られることをまた皆さんの中で議論を深めていただければ有り難いかと思います。

以上です。

○大橋会長 山波委員、ありがとうございました。

続きまして、高槻委員、お願いします。

○高槻委員 食料・農業・農村ということで大変広いテーマでございます。とかく農業部分が主軸になるということは理解してはいるのですが、食料は農産物だけではなく、お魚とかお肉とか、その他のものも必要ということでありまして、そういう意味ではここから20年をこの審議会の中で議論するという場合には、そこまで目を広げておかないといけないのかなと思っております。

それから、本日はいろいろな分析を御報告いただいたわけですが、過去のトレンドを見ることも重要なのですが、恐らく足元で起きていることというのは、国内の事情も海外からの影響も、過去のトレンドというよりは一気に変わると言いましょうか、突然離散的に変化が起きて、かなりドラスティックな変化が起きるという状況になっているように思います。それがここから20年どうするかということも含めて考えるのであれば、国内に閉じて考えてしまうと足りないのかなというのが私の考えでして、今日も幾つか食の輸出という話もありましたけれども、どういうふうに諸外国との関係性を作るのか、あるいは食料ということであれば、フードバリューチェーンをどのように日本と接続していくのかということも大事な話じゃないかと思えます。

そう考えると、一次産業そのものも非常に重要なのですが、それを加工する食品製造業者、あるいは製造業者を支える機械を作るメーカー、あるいは物流技術、保管技術などなど、非常に広い範囲の事業者とかプレーヤーの協力がなければいけない。我々もそこまで目を広げて議論をするということが大事なのではないかというのが2点目でございます。

そして、このフードバリューチェーンという観点は、大臣からお話のあったフードセキュリティという観点にもつながる話だと思っております。今日も我が国が米国、カナダ、ブラジルから比較的多くの量の食料を輸入しているという話がありました。したがって、この3か国との関係というのは、食料を確保するという意味ではほかの諸外国とは違うということになるのだと思うのですが、日本から食を出していく相手先でそのような国々が出てきた場合、つまり今の日本と逆の立場の国が出てきた場合には、向こうの国にとってのフードセキュリティで日本が大事な国だということになるわけですし、今後の20年でそういう関係性ができると、これは翻って我が国の安全保障にも極めて大事な話になって

いくだろうと思います。

このときに世界、190か国・エリアあるという中で、全世界的に八方美人な形を取ることとは無理なわけでありますので、そういう意味ではどういうところからこういう関係を作るかと。いわゆる親日度が高い国々と言われているところ、政治的安定性の高いと言われている国々というところに目を向ける。それから地理的な位置にも目を向けるといって、やはりアジア、東南アジア、この辺りが重要かなと思っておりますので、そこをどのように具体的にしていくかというのが鍵になると思います。

最後にもう一点、テクノロジーによるイノベーションの解決というのはとても大切な話だと思っておりまして、若干今日の御報告の中ではその辺りの色合いが薄いかなと感じました。ここも我が国、大変重要な研究をしておられる大学も多数ありますし、あるいは企業の中における研究施設で様々な研究をしているのもありまして、これはまた諸外国と比べた場合にも一つの進歩、進化している部分でございますので、そういう我が国の強みを生かすという意味でも、テクノロジーをどのように活用するか。テクノロジーでどのように解決するかということも一つのページを割くというのでしょうか、スポットライトを当てるといえることが必要ではないかなと思いました。

以上でございます。

○大橋会長 ありがとうございます。

それでは、また会場に戻らせていただいて、磯崎委員、お願いいたします。

○堀切委員 堀切ですけれども、よろしいでしょうか。

○大橋会長 失礼いたしました。

○堀切委員 よろしいですか。堀切でございます。私、食品産業センターの会長の立場で、この審議会に参加させていただいています。この委員会に出るようになってから3年たちますけれども、その間、私がいろいろ感じたことを踏まえて、今回の基本法の検証に当たって、今の高槻委員と同じような立場での話になると思うんですけれども、やはり今までの議論はどちらかというと供給サイドの視点での議論が多かったですね。もちろん自給率の問題、それから農村・農業の実態、これは大変私も聞いていて非常に大きな課題だなという認識はありますけれども、一方で、それを日本の国内農産物の7割の需要先としての食品産業に関しての視点での議論というのがなかったのかな。やはり生産物というのは消費とそれを供給する、その関係の中でやり取りができるわけなので、やはり視点サイドだけの問題に光を当てるよりは、先ほど高槻委員も言いましたけれども、それも国内だけじ

やなくて国際的に日本の農産物がどう加工されて食料のバリューチェーン、サプライチェーンの中でうまい具合に回っていくかという、そういう視点の議論をやはりこの検証に当たっては是非やらせていただければというふうに思っております。

やはりそのためには、いわゆるマーケットイン、国民、消費者、生活者が何を求めているのか、その辺はきちっと、それに合ったような生産を行うということが基本なんじゃないか。なぜ今、日本の農業はこれだけ厳しい状態に置かれているかということ、生活者のライフスタイル、食文化、食習慣、そういったものが変わってきているんだけど、同じようなものを作り続けてきているということ、その辺にやっぱり根本的な問題があるのではないかなというふうに私は思っています、たまたま先ほど大臣に御挨拶に行ったとき、大臣の口から伺った言葉で、小麦がないなら、輸入できないなら、国産の小麦をとということじゃなくて、米は余っているんだから、もっと米を付加価値を高めて消費者に受け入れてもらう。例えば米粉を使ったパンとかパスタとか。ですから、小麦が入らないから国民は米を食べたって、それは無理な話で、やはり米を米粉にして、それを加工して、より付加価値の高いものとして消費者に供給する、こういう見方も一つあるのではないかと思うんです。正に大臣の炯眼に私は大したものだなというふうに、大変失礼ですけども、思ったわけです。

そのための国民の理解、消費者の理解、生活者の理解を得るにはちょうどいい時期、時期というかポイントで、やはり幾ら自給率が低い、低いと言ってみても、食品ロスが毎日600万トンも出るような状況の中で、国民が果たして本当にそういう危機感を持てるかどうかというのが今までの議論の中でもあったんですけども、やっぱり今、現実的に、そういう危機に向かって、ある意味では非常に理解を得やすい時期でもあるし、そういう意味ではここでこの検証がスタートするということは非常に意味のあることじゃないかなというふうに思います。私はそういう立場でいろいろまた意見を言わせていただければと思います。ありがとうございます。

○大橋会長 堀切委員、ありがとうございました。

続いて、それでは中嶋委員、お願いいたします。

○中嶋委員 ありがとうございます。

現行の基本法が制定されたときと現在を比較する視点から、今後の基本法の見直しに当たって留意すべきと思われることを3点指摘したいと思います。

まず第1に、食料・農業・農村におけるステークホルダーの変化、そして食料・農業・

農村を支える組織のガバナンスの在り方についてです。もともと旧基本法は戦後の農地改革で再編された農家群と農業団体から構成される農業システムを前提として制定されたと思っております。ただ、その後の半世紀の間に大きな構造変化が起こったために、その変化に対応しなければならず、現行の基本法へ作り直されたと理解しております。その際には農業にとどまらず、食料と農村という部門を導入する必要がございましたが、ただ私はそれは戦後の変化の延長線上の対応だったと思います。

ところが、ここに来て戦後の変化の延長では理解できないような社会構造の激変が起こっているというのが気になっております。その背景にある要因は幾つもございますが、私はグローバル化の進化と情報技術の急激な進歩、これが気になるところです。そして、そこに人口減少が非常に大きなインパクトを与えております。そのような状況下において、新たなステークホルダーとしていかに農業・農村に人や組織を招き入れるかが問われているように思います。ただ、そこで気を付けなければいけないことは、農業は持続的に活動を継続し発展するには、自然と共生しながら農村資源や施設の維持管理が必須であり、それを関係者が共同して取り組まなければならないということが他の産業と異なる特徴だということでもあります。そして、その際に地域力を強化する観点から、集落や農業団体のガバナンスを問い直さないといけないかもしれません。今後の人口減少が進む中での食料・農業・農村分野における深刻な人手不足は、対応を誤ると食料供給力を破壊し、日本の農と食の将来を危うくするような大きな要因になると思っております。

第2は、マクロ経済の影響、特に物価、為替の影響を指摘したいと思っております。平成は円高基調、デフレ基調の中で経済が推移し、農業もそれらに強く影響を受けながら経済活動を進めてまいりました。決定的だったのは食品価格は上昇せず、農産物価格も低迷したことであります。農業の収益率は極めて低いまま、後継者の確保、積極的な投資が進みませんでした。デフレで抑えられた価格のまま食品を提供するには、食品産業は円高下で安く仕入れることのできる輸入原料を選択するようになりました。それらと差別化を図るために、国内農業は高品質化を目指し、ある意味生産を絞り込むようなことになり、そのために国内供給が拡大しなかったのではないかと考えております。平成期に実は総消費は低下しておりました。それにもかかわらず自給率は上昇しなかったのは、このような状況も要因になっていたのではないかと考えております。ここに来て企業物価も消費者物価も上昇しており、為替レートも円安に推移しています。この後の動向は何とも見通せませんが、これまでの経験を踏まえて世界や経済の状況を映すこれらのマクロ経済の二つのパラメータ

は強く意識しておくべきように思っております。

最後、第3に環境課題への配慮です。昨年、みどりの食料システム戦略が策定され、今年には同システム法が制定されて、この後、関連施策が全国的に展開していくと承知しております。これは世界的に始まっている新時代の農業環境政策に合わせた動きであり、政府のゼロカーボン政策への対応にもなっているとも理解しております。ちなみに、現行の基本法が制定されたときには、気候変動枠組条約も生物多様性条約も発効しておりましたが、地球規模でのフレームワークで農業と環境の問題を捉える意識はまだ乏しく、農業分野においてこの政策アプローチは徐々に導入拡大されていったと言えます。これからは足元を見詰めるローカルの視点をももちろん維持しつつ、ある種、空を見上げ、地球全体への影響を想像することが求められております。そのような環境への取組の必要性を農業関係者が腹落ちできるかどうか重要になってくると思っています。加えて、エネルギーの地産地消、自給肥料の確保の観点からもバイオマス循環への更なる取組を併せて検討するべきと思っています。

以上、私の意見とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 私の方は山形で農業法人を二つ経営しております。まず一つは、養豚そして米作りです。もう一つは、餅の工場と、それから米を精米して輸出する仕事もやっております。そのほかもう一つが、米を集荷する会社、この三つを経営しておりますけれども、今、現場で何が起こっているかという、農業をやめようという、そういう話がいっぱい出てきております。個人経営の方からも連絡ありまして、今年でやめるので田んぼ借りてくれないか、こういう話が今、稲刈りの真っ最中なんですけれども、そういう連絡が今、来ております。

それから、大型の農業法人、こちらは今まさにコスト転嫁が全くできない状況です。養豚、鶏、卵、そういうものは相場、それから相対で価格が決まります。我々生産したものを価格転嫁しながら見積りを出して、その価格で買っていただくという、そういう業種ではございません。どういうふうになるかという、供給が少なくなるまで倒産して潰れて初めて価格が転嫁され、再生産に見合う価格が取られるという大変な業種になっております。特に米、野菜の場合は、今の先ほど報告ありましたとおり、肥料が3倍、4倍、現場では4倍というのが昨日の電話でありました。そんな価格で買って、こんなの作っても合

わねえよということで、四国の方からですけれども、生産できないわ。これが来年、再来年、農業の大破綻が現場で起こるのではないかと私は大変危惧しております。是非農業法人協会アンケートを取りましたら、今一番何が問題かという、生産物の価格転嫁が全くできないと。経営的に非常に人の問題は当然あるんですけれども、それ以上に価格転嫁ができない。これ、行き着く先は破綻ですよと、何とかしてくれというのが協会に連絡があります。一般の、一般というか個人経営の方でも今、本当に大変だということで、本当に機械はコンバイン、今、買っているコンバインは2,000万もします。その2,000万の機械でたった1万円の米を、半分になっている米を収穫して合うわけがないんです。ですから、コスト構造そのものが以前とは全く変わってきている中でも、20年前とさほど変わらない経営面積だったり、生産システムだったりになっていますので、今までの20年、様々な伸びてきた方々もいっぱいいらっしゃいますけれども、これからの20年は70代の方がやめて極端な農業者の減少が来る時代です。消費してくれる国民の減るスピードよりも生産する農業者の減少の方がはるかに速いという中で、私は今日の朝5時で起きて、何をやっているかという、3年前から小麦を植えています。小麦を植えても儲からないんです。それで、考えたのが遊んでいる山の畑を農村振興局の予算を使いまして、1枚を2.5ヘクタールのでっかい畑に変えております。それから、今、3枚目の畑に来て1.3ヘクタール、こういう大きい畑とか大きい田んぼにしないとコストが全然下がらないんです。基盤整備を待つまでに農業者がいなくなっちゃうので、それよりもそういう自らできることはどんどん区画拡大しながらコストを下げるということに注力して、何とか農業で飯が食えるように。それで若い人たちが何で定着しないかという、何のことはない、飯が食えないからやめていくだけです。農外からのいっぱい山形に来てくれた人も、ほぼ全員がやめました。新規農業参入は飯が食えないので継続できないと。皆さん本当にやる気で参入してくれたんですけれども、それが実現できないのは収益が上がらなくて家族が生活できないからです。この仕組みを何か今回の基本法の見直しによって少しでも改善できれば有り難いなと思いつつながら委員になりました。

以上です。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、上岡委員、お願いいたします。

○上岡委員 恐れ入ります、東京農業大学の上岡でございます。

先ほど来から様々御意見が出ておりますので、やや重なる部分とか少々細かい点もあ

ろうかと思いますが、御了承ください。

本基本法の最も重要な目標である食料安定供給ということにつきましては、先ほど御報告ありましたように、二十何年ほどカロリーベースの食料自給率は同水準で推移しているというところで、大きく改善することなく現状維持なわけなんですけれども、昨今の食料をめぐる社会情勢、環境の変化、不測の事態により社会的にいま一度、食や農を見直すというような機運が高まっているというところというのは一つの大きな改革のチャンスであるかなというふうに考えております。

自給率の向上を目指そうとするとき、重要な一つはもちろん言うまでもないんですけれども、自給率の分子の部分、農業生産の向上であります。従来から進められておりますように、スマート農業、それから省力化の技術の導入、そして農地集積、農地の継承、後継者育成といった生産基盤の整備はもちろん重要なことは周知のとおりですけれども、スマート農業の分野につきましては、先ほど政務官の方からもお話があったところでありますけれども、やはりパブリックな気象データ公開とか、気象予測といったような基本的な基礎的な条件の提示というの、今後整備をする必要があるのかなというふうに思っておりますし、また、スマート農業の導入につきましては、費用対効果の検証と、それからあるいは規模による柔軟な対応というのが必要なのではないかなというふうに考えております。小規模生産が多いという中では、小規模生産の生産力の維持と底上げをどうするのかというところといった点も同時に検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

また、今後更に重要な観点としましては、やはり先ほど来から出ておりますけれども、環境と農林水産業の調和というところがございます。みどり戦略にもあります有機農業を増やしていくという点におきましては、更なる技術の確立というのがだんだんいろんな地域で有機をやっているんですけども、年を取ってしまって大変でやめてしまった農家さんというのはたくさん見てまいりました。やはりその技術の確立というのは急務ではないかなというふうに思っております。また、生産者と消費者に分かりやすい、双方がメリットを理解できる分かりやすい提示というのが有機には必要なかなというふうに思っておりますし、日本の場合、ヨーロッパと違って消費者が環境を意識して有機を買うという方向に行っていないので、そういったところの意識の醸成も必要になってきていると思います。

また、ただ生産基盤の強化と同じぐらい重要な点は、先ほど来からも皆さんから出てお

ります自給率の分母の消費行動です。つまり消費者の農林水産業に対する理解の醸成であると考えます。令和2年に策定した新たな基本計画におきましても、消費者と食・農のつながりの深化というところが講ずべき施策の一つになっておりますけれども、小規模生産農家が多い中では、農産物の地域性とか機能性とかストーリーとか、そういったものを理解してもらい正当な価格での購入につなげるということはもちろんですけれども、農業・農村・森林の多面的機能、これをいま一度広く周知する必要があるとともに、森林から里山・農地・海洋に至るまでの一連の環境の関わりということについても、これまで以上に農林水産業の重要性を皆さんに理解していただく必要があろうかと思っております。

更に言えば、環境面においても国民のエシカル消費を高める努力というのが必要になっておりまして、その意味では初等・中等教育、更にはそれより以前の段階から食育や食農教育といった自然に触れる教育の必要性を感じております。

本日の議論とは少しずれますけれども、今、日本が目指す教育や社会像というところとして挙げられている理系人材の育成、STEM教育の強化、グリーン社会、well-beingなどを実現するためにも、そうした教育の導入と強化が必要だと思っています。そのことによって、次世代の担い手、農業の担い手を獲得するきっかけにもなると考えています。

そして、消費や教育との関連では、教育機関や観光と農林水産業の連携を強化する必要を感じています。教育機関という点では、学校給食における国産農林水産物の積極的な導入や、それを活用した教育への支援というのも重要な一つではないかと考えております。

いずれにしましても、生産をどう増やし、それをいかに消費に結び付けるか、もうかる農業をどう確立するか、その中で環境との調和した生産をどう増やしていくか。全てにおいて消費者の理解、協力がないと成り立たないと思っていますので、生産基盤強化といった短期的、中期的な措置と消費者理解につながる啓発という長期的な対策の両方を進めていくべきではないかと思っております。

以上です。

○大橋会長 ありがとうございます。

会場の方々から一通り御発言いただいたので、次にオンラインの佐藤委員、お願いいたします。よろしく申し上げます。

○佐藤委員 佐藤です。聞こえていますでしょうか。

○大橋会長 はい、聞こえています。

○佐藤委員 今まで先生方のお話を聞きながら、いろいろとを感じる部分がありました。そ

ういった意見を聞いている中で、それ以前の問題なんですけど、私自身、最近、国際情勢、地球温暖化、思いもよらない事態がどんどん起きている世の中で、まず本当に困惑することが多いです。その中でも法人経営者として社員を抱えてやっておりますので、つまりくことというのは絶対許されないの、とにかく問題は山積みなんですけど、このような状況の中でもできる限り前向きに自分の仕事に取り組んでいる状況です。

ここに来て、基本法検証部会というものができるということで、非常に期待が大きいです。部会の方では是非取り上げていただきたいというのは、いろんな先生方ともダブるんですが、一次産業の価値を高めていただけるような消費者からの理解、作っている者、栽培している生産者と消費者とのいい関係性が作れるような一次産業、農産物の価値が高まるような話になっていければいいなというふうに思っています。

あともう一点、農地集積に関しては、やはりこれからの人手不足、農業を離れていく方々の作っていない農地というのをなるべく集積して、担える法人だったり、後継者がいる農家が受け継いでいくようにして産地を守っていかなくてはいけないというふうに思っております。なので、その2点に関しては是非検討していただければというふうに思っております。

また、嫌なこととか、悪いことばかり起きているような昨今の状況なんですけど、ここに来て、今年の春からなんですけど、私どもの営んでいる有限会社まるせい果樹園の方に20代の求職者の職場見学が本日まで3名ほどおいでいただいています。また、そのほか30代前半で2名、来年度の新卒者で高卒の方が2名、専門学校、大学生、大学卒業者で2名という、今までにない人材が扉をたたいてきているという状況が初めて起きました。これは多分、今の状況、世の中の状況を見据えた若者の考えた結果での行動なのかなというふうに思っています。なので、今回のことがいろいろと混乱はもたらしてはいるんですけども、農業に対して追い風になるようなことも起きているのかなというふうに思っております。また、これからも第一次産業が発展していけるように自身も頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ基本法検証部会でのよりよい部会の運営をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○大橋会長 ありがとうございます。

続きまして、林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。弁護士の林いづみと申します。知的財産権分野を専門

としております。本日も先ほど5時まで大学の農学部や農業専門学校の先生方向けにウェビナーで経営と地域を守る知的財産権についてセミナーさせていただいております、先ほど遅れて参加させていただきました。

さて、今般設置される部会において1年掛けてヒアリングと検討を重ね、理念を定める基本法を見直し、今後は各5か年計画を通じて具体的な法律に政策実現がなされていくものと伺っております。齋藤さんのお話、それから佐藤さんのお話、非常に重く受け止めております。本日の資料のとおり、いずれも簡単には解決できない課題が山積しております。DX、GX、流通改革、こうしたことを進める必要があることはさることながら、やはり中でも深刻かつ不可避なのは、我が国全体の問題でもあります。超高齢化、人口減少であると思います。我々としては、これを所与の前提として荒廃農地対策や、新規就農者が「飯が食えるように」と先ほど齋藤さんおっしゃいましたけれども、新規就農者へのエコシステム実現に向けた今度こそ実効性のある農地・農村政策の種まきをすることが次の世代に対する責務であると痛感しております。

そうした検討の過程におきましては、農地法や農業委員会法に残る「戦後レジーム」から脱却し、新しい観点でのビジョンを示していく必要があるかもしれません。これから始まる部会での議論を期待して見守っていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○大橋会長 ありがとうございます。

続きまして、浅井委員、お願いします。

○浅井委員 もう時間もないと思いますので、手短に。浅井農園の浅井と申します。弊社は三重県にある農業法人で、トマトを中心とする施設園芸とかキウイフルーツなどの果樹園芸の複合経営に取り組んでおります。現在、グループ全体で500名を超える仲間が一緒に働いてくれておりまして、企業的農業経営の一つのモデルとして研究開発型の農業カンパニーを目指しております。

近年、リスク分散とか気候変動に対応するため、全国各地で新たな農場の開発に取り組んでいるんですが、いつも課題となっているのが、なかなかまとまった農地を取得、賃借することが難しいというところになります。

私からは今回の基本法検証の審議において、1点だけ、今後の農地の在り方について御提案させていただきたいと思っております。現在、農地を所有する農地オーナーの高齢化が進んでいると思っております、農地オーナーが亡くなられた際に相続されない相続未

登記農地や所有者不明の農地が急増していると聞いております。農水省さんの方では速やかに担い手が利用できるような制度を設けていただいているのは存じているんですけども、やはり農地の所有と利用、これを改めて明確に分けて考えていく必要があるのではないかと考えています。例えばちゃんと生産利用されている農地には、現在の固定資産税優遇措置のようなインセンティブがあってもいいと思うんですけども、所有しているだけで生産利用されていない農地には、そのようなインセンティブはなくてもいいのではないかと、そういうようなことも考えております。

農地は一旦荒廃してしまうと、まともに生産できる農地に戻すまでに大変な労力と時間が掛かると思います。国の礎となる農業の生産基盤を維持することが大変重要かと思しますので、荒廃農地になる前に農地の流動性を高めるような施策を期待しております。今回の基本法の検証の審議において、そのような議論がありましたら御留意いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○大橋会長 ありがとうございました。

全員から頂いたということで大丈夫、失礼いたしました。吉高委員、いらっしゃいますか。

○吉高委員 もうお時間なので、すみません、今、外でおりますものですから顔を出せていないんですけども、ありがとうございます。今回初めて参加させていただきます吉高でございます。

皆様の様々な御意見を伺いまして大変深刻な状況だと理解しております。私自身ずっと環境問題を金融機関の中で関わってきた者としてしましては、気候変動が重視されておりその点で農業のことが金融機関の中でも大きな 이슈になってきており、最近私も話題とすることが増えてまいりました。マーケットインとおっしゃった方もいらっしゃいますし、今後、経済の中で、価格の転嫁というのが最も多分今後マーケットインするために重要なことだと思っております。その点で、この検討会は大変重要かと思っておりますので、貢献をできればと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○大橋会長 ありがとうございます。

これにて全員の委員から御発言いただいた形になっているんだと思います。もし、追加で御発言いただきたければ、お願いできればと思いますが、大丈夫ですか。

多様な御意見ありがとうございます。冒頭大津委員からもあったんですけども、対症

療法ではとてもじゃないけれども片の付かない問題で、相当複合的な要因が絡んでいるという点。あと今後の20年後の次世代の人たちのために基本法はどうあるべきかという視点が重要なんじゃないかというふうなお話。そして、これは中嶋委員からも頂きましたが、マクロ要因というのは相当程度大きなインパクトを与えているので、そうしたことも、これは農業政策と外れますが、そうしたものの中での農業政策というものをしっかり踏まえて考えていくべきだという点。様々御指摘いただいたところと思います。

よろしければ、事務局からもしコメント等あれば頂ければと思いますが、いかがですか。ないということで、承知いたしました。

それでは、そろそろお時間でもございますので、特段最後もし追加で御発言ないようでしたら、これにて議事の方は終了とさせていただきますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

これから基本法の検証については基本法検証部会において審議をされることとされていきますので、今後、基本法検証部会における議論を進めさせていただきたいと思います。中嶋先生にはいろいろお世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後に事務局から次回の日程等について、御説明をお願いします。

○政策課長 では、次回の基本法検証部会では、当面の部会の進め方を御議論いただくとともに、有識者ヒアリングを行いたいと考えておりますが、テーマ等詳細につきましては、また調整が付き次第、御連絡をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○大橋会長 それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会を閉会いたします。大変お忙しいところ、様々御意見いただきましてありがとうございました。引き続きよろしくをお願いします。

午後5時56分 閉会